

ハッピーメール

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628
ホームページ: <https://www.hiwave.or.jp>
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

広島修道大学 商学部 教授 米田 邦彦 氏 「学生による上海での販売実習」…………… 1 海外レポート 1 ビジネスチャンス 大連「WeChat やネット注文で数倍の効率化」…… 2 ホーチミン「ベトナムのペット事情の光と影」…… 2 ニューヨーク「ラスベガスで ワールド・ティー・エキスポが開催」…………… 3 ジャカルタ「インドネシア人の間で 台頭する日本での民泊人気」…… 4 上海「中国の健康食品情勢」…………… 5 重慶「介護ビジネスの両国の融合」…………… 6	2 政策・制度 シンガポール「シンガポール、ミャンマー政府が 貿易・投資促進で覚書締結」…… 7 ハノイ「ベトナムの太陽光発電」…………… 7 台北「新南向政策」…………… 8 チェンナイ「2017年7月導入予定の GST の概要と 日系企業への影響」…………… 9 バンコク「タイで駐在員事務所 その2」…………… 9 中国ビジネス Q&A「健康食品の登録・届出に 関する新法について①～概要～」…… 11 お知らせ…………… 12
--	---

学生による上海での販売実習

広島修道大学 商学部 教授 米田邦彦 氏

広島県補助事業である「グローバル人材育成と地域企業」という講義を広島修道大学と広島市立大学との連携で昨年9月から12月まで学生31名、社会人10名の受講生を得て行った。15回の授業のうち前半は貿易業務に関連する地元の企業・団体の方に話をいただいた。

具体的には、市場調査・取引先探し・信用調査（ジェットロ広島）、輸出入許認可申請（中国経済産業局）、通関・船積み（日本通運㈱）、貿易為替決済（㈱広島銀行）、海上保険（三井住友海上火災保険㈱）、広島ブランド製品の上海輸出シミュレーション（㈱メイク）である。

後半は、「中国上海をターゲットに広島ブランド製品の海外販売戦略を練る！」というテーマで、今回上海で販売実習する商品を扱う企業の方に説明していただき、それをもとに3週連続グループワークを行った。最後の授業ではグループごとに発表してもらった。

講義はここまでであるが、希望者を募って本年3月8日～15日に上海で販売実習を行った。学生19名、社会人3名、教員3名の25名と大所帯となった。

「祭り」、「和装」、「ホワイトデー」、「制服」の4チームに分かれて上海高島屋で販売実習を行った。

どのような販売実習を行ったかについては、本ハッピーメールの2017年4月号に、現地でお世話になったひろしま産業振興機構上海事務所所長の西尾麻里氏が詳細に書かれているので参考にいただければと思う。

学生の感想を紹介すると、「販売する際のチームワ

ク、それぞれの個性を生かした役割分担、臨機応変に対応する力、様々な意見を1つの方向性にまとめるなどの大切さを学んだ」という意見が多くあった。

「日本の報道で見られる中国のマイナスイメージは、実際に体験すると180度変わった」「絶対にまた行きたい」との感想もあった。「中国語がそれほどできなくても身振り手振りで、買ってもらえることができた」という度胸の大切さも学んだようである。

このような機会を与えてくださった上海高島屋総経理の小森智明様、プログラム担当の坂口理子様には大変お世話になった。

また、到着した上海の空港から、滞在中、帰りも空港の出国手続きまで様々なサポートをしていただいた西尾麻里氏には大変感謝している。25名という大所帯の夕食の場所も予約していただくなどきめ細かいところまでお世話になった。そのおかげもあり、25名のうち誰も現地で病院にかかることなく無事に帰国できたことは幸運であった。



グローバル人材を目指す若者に一言

どこでもいいので、まず海外へ出てみてください。外から日本を、広島を見ると今まで気づかなかった良いところ、悪いところが見えてくるでしょう。このままでいいのかと思うようになれば、あなたの見えるレベルが一つ上がった証拠です。海外へ出て自分の「メガネ」の性能を上げませんか。

1 ビジネスチャンス

WeChat やネット注文で数倍の効率化

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

＜WeChat で集客率の向上＞

大連では朝市が取り締まれ、家の近くの道端で野菜や果物が個人販売者から買えた時代が終わり、果物・野菜の購入先はスーパー等にとって代わられました。これらの店舗の中には、さらに SNS を活用したネット販売で売上を伸ばしているところもあります。

大連市の住宅街の中心部にある児童公園のすぐそばに、青果店大手の「葉氏果業」が支店を開店しました。家賃の高い中心街の店舗のため、当初は地元でない「高級果物」を販売する店で、周辺の住民達は興味本位で通りかかる際に様子をうかがっておりましたが、そのうち、この店舗は「團購（携帯の SNS WeChat の一機能で企業のアカウントページのこと）」を利用したネット販売を開始しました。個人ユーザーがその企業ページに会員登録すれば、特別価格で購入できるというものです。



團購のページで購入連絡した果物が 2、3 日以内に店（指定した支店）に行き品物を受け取ることができるようになりました。私の周辺の人も最初は週に一度ほど試しに果物を 1 種類購入するのみでしたが、今では 2、3 日ごとに数種類の果物を購入するようになりました。店内にも QC コードが用意され、スキャンすれば、常に最新情報が流され、

店頭にはない各地のおすすめ品「今日は四川産桃を新

入手。とても甘くておいしい」などが現れます。同様の情報は会員登録した 340 人のグループにも配信され、「私は〇〇個ほしい。置き置きしておいてほしい」など、注文や、代金支払も携帯で済ませることができ、後は店へ取りに行くだけです。

＜ネット注文で販売効率を向上＞

この店へ行くたびに、よく天井のスピーカーから「注文を受けました。〇〇の盛合せを 1 個……」のアナウンスが流れます。それを聞いて、店員が注文のあった果物を加工（皮をむいて、一口の大きさに切って、数種類一つの透明な食品用箱に合わせる）し、注文に応じて集荷に来た物流業者に受け渡します。

ネットで注文して、宅配便が指定場所に届けるシステムです。先行して活用されていたレストランやケーキ屋のネットワークペイのオンライン支払いシステムを果物店にも取り入れたものです。

「来店が必要がなく便利。」「丸々 1 個ずつ買わなくても少量多品目の盛合せで効率的。」と評判は良いようです。店にとってもこれまで傷みのある果物は店頭で販売できず廃棄されていましたが、傷みのないよい部分を盛り合せ、商品にすることができ商品ロスがなく効率的に販売ができます。

＜店舗スペースの縮小により効率化＞

WeChat やネット販売を進めていくと、実店舗への来客に頼る必要がないので、従来の半分のスペースでも十分のようです。現段階では店舗で現金や会員カード、アリババペイで払うお客さんもいますが、売上では WeChat とネット販売の方が 3 倍以上あるようです。果物の回転率も高く、毎朝トラックで仕入れても売り切れてしまうことも多くあります。店頭が閑散な時間帯に WeChat で注文されたお客さんの品物を準備しても、店員は基本的に忙しく、手が足りないほど繁盛しています。

ベトナムのペット事情の光と影

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

皆様はご自宅でペットを飼われていますか？

私は、現在ペットを飼っていませんが、以前犬を飼っていたことがあります。私のように、日本で犬や猫等のペットを飼うのは一般的だと思いますが、ここベトナムではどうでしょうか。

＜ベトナムのペットの歴史＞

ベトナムでは一昔前（弊社ベトナム人スタッフ曰く 20 年ぐらい前）まで、犬や猫は、現在の鶏や豚の

ように食用としてのみ一般家庭で飼われていました。

実際に、20 代の弊社ベトナム人スタッフ数名にヒアリングしたところ、半数以上が子供の頃に犬肉や猫肉を食べた記憶があるとの回答でした。また、約 10 年前に当社が創業した当時は、ベトナムの都市部でペットを連れているベトナム人はいませんでした（連れているのは決まって西洋人のみ）。また、ベトナムの市内にペットショップは見かけませんでした

(日本の 40 年位前と似ていると言えるでしょうか?)。外資系も含め大手スーパーでも、ペットフードのコーナーは少なかったのも記憶しています。

現在のベトナムでは、犬や猫をペットとして飼う文化が急速に浸透しています。また、若い世代を中心に犬や猫を食べることに抵抗を持つ人が多くなってきました。ハノイなど北部出身の一部の年配の男性を中心に、未だに犬肉は食されているのも事実ですが、大多数のベトナム人の間では、一般的に犬や猫がペットであるという認識が強まり、日本と同じように飼われています。

<ペットはステータス>

そして、一部の富裕層の中には、お金持ちのステータスとして「血統書付きの高価な犬や猫」(ベトナム固有種ではない外国種)を飼う習慣も生まれ始めました。一例を挙げると、ベトナムで人気のあるシベリアンハスキーは約 5 万円から、ペルシャ猫は約 2.5 万円から、という値段になっています。このように高価な犬、猫がよく飼われている地域は、ホーチミン市中心部から車で 20 分ぐらいの場所にあるホーチミン市 7 区や 2 区の高級住宅街(外国人も割と多い地区)です。

これらの地域は、庭付きの戸建て住宅が並び高級住宅街で、ペットを飼いやすい環境にもあり、公園を訪れると犬を散歩させている光景をよく見かけます。そのような事情から、他の地区とは異なり、ペットショップ、地場系や日系の動物病院、ペットホテル、関連商品を扱う専門店などが増えています。

<犬カフェ・猫カフェも人気>

一方、他の地域では、部屋が狭い、ペット飼育禁止等の理由からペットが飼えない事情によって、日本と同様に、犬カフェや猫カフェが注目を浴びています。現在、ホーチミン市に犬カフェ 9 軒、猫カフェ 7 軒(筆者調べ)があり、動物との交流を求めて人々が訪れています。変わり種では、爬虫類カフェ、鳥カフェも 1 軒ずつあります。他にも、2014 年、Mê Thú Cưng(日本語訳:ペットへの情熱)という名前のペット専門雑誌がベトナムで初めて発行され、ペットブームの到来と言っても過言ではありません。

<ペット問題:盗難と狂犬病>

ペット問題の 1 つは、食用としての調理目的や、ペット用としての転売目的での盗難が多発している



(犬カフェでの様子)

ことです。そのため、飼い主の多くは、大切なペットが捕獲されないよう家の外に出さないことも多いと聞いています。

その他には、狂犬病が挙げられます。ホーチミン市で今年の 5 月頃、犬に噛まれた女性(52 歳)が狂犬病を発症し死亡する事件が発生しました。ホーチミン市で狂犬病による死亡が確認されるのは 7 年ぶりのこととなります(日本で心配するほど、多くは起きておりません!)。ベトナム農業農村開発省獣医局によると、2015 年に犬に噛まれてワクチン接種を受けた人の数は全国で 39 万 4,000 人に上り、1 日平均当たり 1,079 人がワクチン接種している計算になります。狂犬病は人間だけでなく、愛犬または愛猫も噛まれることで狂犬病が伝染するため、飼い主にとっては気掛かりな問題となっています。

<ペットの未来予想図>

このように問題点もありますが改善される傾向に向かっています。公共の場所や居住区などで犬を放し飼いにした場合、所有者に罰金が科せられるようになりました。さらに、犬猫に狂犬病のワクチン接種を定期的に受けさせることを徹底するような風潮も広がってきています。

ベトナム経済は、2015 年から毎年 6%以上の経済成長を記録しており(出典:IMF)、日々の生活に余裕が生まれ、今後ペット市場も拡大すると予測されています。現在、飲食や教育など他の産業と比べペットビジネスは外資規制が厳しくないため、ビジネスを始めるいい機会になるかもしれません。

ラスベガスでワールド・ティー・エキスポが開催

ニューヨーク ビジネスサポーター 蟬本 陸

<全世界のお茶業界が集まる>

ワールド・ティー・エキスポ(The World Tea Expo)が 6 月 12 日~15 日までの 4 日間、ラスベガス・コンベンションセンターにて開催されました。お茶に特化した展示会・カンファレンスとしては、全

米最大だと筆者は思います。12 日から始まったカンファレンスでは、お茶のビジネスを行う受講者に対して、朝から夕方までびっしりとレクチャーが組まれており、13 日の午後 3 時から併設の展示会が開催されました。以下にその様子についてレポートさ

させていただきます。

展示会には、日本勢としては、静岡、鹿児島、中部（三重、愛知）も参加。他にも、セイロン（スリランカ）、インドの紅茶勢、中国、台湾などの烏龍茶勢の参加が目立ちました。また例年よりも中国、韓国のアジア勢の出展が増えたように思います。また、紅茶文化がもっとも進んでいるともいえるロシアを含めた欧州勢に加え、独特のお茶を出している中南米やアフリカなども交えて、まさに世界のお茶業者が一堂に会している感じがしました。

〈年々高まるお茶の需要〉

米国茶協会（Tea Association of USA：<http://www.teausa.com>）によれば、米国は先進西側諸国で唯一、お茶のマーケットが成長しています。伝統的なティーバッグ入りや茶葉の市場は横ばいながら、ペットボトルや瓶詰めされた形態のお茶と、ハイエンドの高級茶のまさに両極の需要が堅調に伸びているとのこと。また、同協会によれば、ミレニアル世代と呼ばれる、米国の若い世代の87%がお茶を飲み、全国民平均をはるかに上回っています。伝統的には、南部、北東部などの保守的な地域ではお茶が好まれています。健康志向の高まりでしょうか、若者世代にも広くお茶文化が広がっているようです。

〈日本政府も後押し、有機と抹茶〉

ワールド・ティー・エキスポには、日本政府としても力を入れ始めました。ジェトロも昨年よりブースを構え、日本のお茶の広報を行うとともに、展示会場内で、複数コマのセミナーを行っています。日本政府としても、お茶の輸出に今後力を入れていくとのことで、頼もしい限りです。

米国における日本茶は、米国では珍しいお米をローストして添加してある玄米茶、そして煎茶、次に高級茶としての玉露とトレンドが移って来ていますが、現在では抹茶がブームとなっています。抹茶とは、本

来は茶葉に覆いを被せて、日光を遮蔽して、茶葉を揉まずに乾燥した茶葉（碾茶）を茶臼で挽いて微粉状に製造したものを指し、かなりの手間がかかることから、高い値段がついています。

一方で、菓子やアイスなどの加工品で抹茶という名前を使いながら、単に安価な茶を粉末上にしたものを加えたものもあるようなので、そのあたりの整理とブランディングが課題です。また、米国市場では、残留農薬への懸念から有機農法、いわゆるオーガニックのお茶を好みますが、日本では虫害も多いことから、「まだまだ有機への理解と対応が遅れている」というのが、米国側からみた課題とジェトロの担当者も話していました。

〈お茶にまつわる商品〉

日本勢としては、お茶の他にも多くの参加がありました。お茶をパックする機械の不双産業（静岡）や、お茶のフィルターの大紀商事（大阪）、また象印なども出展していました。弊社としても、全米ほか海外を含めた販路開拓に欠かせない展示会となっています。

以上、今号はワールド・ティー・エキスポをご紹介しましたが、広島県企業のビジネスの参考になれば幸いです。



インドネシア人の間で台頭する日本での民泊人気

ジャカルタ ビジネスサポーター 割石 俊介

〈訪日需要増に対応した日系各社の動き〉

これまで何度か取り上げたことのあるインドネシア人の訪日旅行ブームですが、そうしたトレンドの中、JTBがインドネシアの旅行大手パノラマ・ツアー社と資本業務提携し、先日盛大なお披露目パーティーが行われました。個人旅行のみならずインセンティブ旅行など、ますます増加するインドネシア人旅行者の需要を取り込む上で戦略的な動きであり、今後の成長が期待されます。

訪日需要の高まりを受け、ANAも増便を決定、8月より羽田～ジャカルタ便が1日2便になります。ジャカルタに観光旅行で訪れる日本人の数はとても少ないので、日本人のほとんどがビジネス客、

インドネシア人はほとんどが休暇旅行者、というコントラストがジャカルタ～日本便の特徴で、乗るたびにインドネシア人旅行者が増えているのを実感します。

〈ますます予約困難かつ割高になる日本のホテル〉

2016年の訪日旅行者が過去最高の2,400万人を超え、日本政府は2020年に4,000万人を目指しているということですが、こうなってくると困るのがホテルです。筆者も日本に生活の拠点が無いため、帰国する際はホテルを利用することが多いのですが、特にここ2年ほど、ホテル代がどんどん高くなっているのを感じます。場合によっては適当な場所に予算内でホテルを見つけられない場合があります。

す。

さらに、日本のホテルの慣行で困るのが、料金が部屋単位でなく人数単位のところが多いことです。ただでさえ値上がりが激しい中、家族で宿泊するとかなりのコストになってしまいます。インドネシア人はまだまだ大家族が多いのですが、海外旅行の際も両親や親戚と行くことも多く、日本人よりもはるかに大人数の移動となりますので、ホテル探しには苦労しています。

<インドネシア人お勤めのソリューションは Airbnb>

そこでインドネシア人の中で人気が出てきているのが Airbnb（エアビーアンドビー）です。日本で「民泊」として話題になっているアメリカ発のサービスです。筆者の勤務先のインドネシア人の同僚も「日本はホテル代が高く、部屋が狭くてインドネシア人の家族旅行には向かない。Airbnb を使ったら都心ではなかったが、割安で泊まることができた。また日本に行きたいが、もうホテルは使わないと思う。」と言っていました。また、別の同僚は「日本旅行で Airbnb を使ったら、なんと家にインド・ミー（インドネシアで最も人気のある即席麺）を用意してくれていた。日本人のホスピタリティというのはこういうことかと感動した。」と興奮気味

に話していました。彼らの多くは日本旅行のリピーターですが、ホテルに泊まるのとは一味違う日本の体験を楽しんでいるようです。

同僚の勧めを受け、筆者も次回の一時帰国のために、アプリをスマホにインストールし予約をしました。ホテルより広く、キッチンも洗濯機もついていて、家族で使うのには便利そうです。一人当たりで考えると、料金はホテルよりかなり割安です。

アジアのアップパーミドルの旅行需要を捉えるツールとして、大いに注目すべきサービスかと思います。

(写真は広島市の物件の事例。
筆者のスクリーンショット)



中国の健康食品情勢

広島上海事務所長 西尾 麻里

先日、「上海保健品協会」および、「上海市企業聯合会」が主催する「中日健康保健品ビジネス交流会」へ参加してきました。同交流会は、日本の健康保健品や食品、化粧品メーカーや代理店に向けて開催されました。その目的は、中国における保健品の輸入法令、申請条件、手続きや、それら法令条例の解釈などを説明することです。

<多岐にわたる情報交換の場>

上海では、頻繁に同様のセミナー交流会が開催されます。日本貿易振興機構（JETRO）が主催することもあるほか、民間コンサルティング会社や、今回のように業界関連協会が主催することも多々あります。

特に、新しい法令の公布・施行がなされた際、日本人管理者や担当部門日本人責任者向けのセミナー交流会が開かれることがとても多く、過去には、広島上海事務所主催の「広島・上海ネットワーク協議会」において、実施細則の公布が注目されていた「外国人社会保険」をテーマにセミナーを開催したこともあります（その後、上海市において「外国人社会保険」に関する実施細則は公布されず現在に至ります）。

今回も、2016年2月26日に「健康食品登録と備案管理弁法」が公布されたことが交流会開催の大きな要因となりました。新しい法令では、これまでの登録制（原文：注册制）から、届出制（原文：備案制）と登録制の二部制となり、一定の条件を満たせば、必

要書類を揃えて管理部門に届け出をするだけでよく、審査認可を受ける必要がなくなります。また、トレーサビリティに対する要求が厳しく、全てを明確にすることが重要です。この新しい法令については、本誌の「中国ビジネス Q&A」において詳しく紹介しますので、併せてご一読ください。

<健康食品の概念、需要拡大>

「中日健康保健品ビジネス交流会」では、新しい法令の説明だけでなく、現在の健康食品市場に関する紹介もありました。

中国における健康食品は、「特定の保健機能をもつ、もしくはミネラルの補充を目的とした食品。すなわち、特定の人たちに向け、体の機能を調整するが、病気を治す目的はない。また、人体に急性・慢性的な害がない食品」とされています。「食品」ではあるが、「一般的な食品」と区別されていること、そして「薬品」ではないこと、が強調されています。

中国人の健康食品に対する認識は広がっており、ニーズの高まりがみられます。2010年には704億元（約1兆1,300億円）だった市場規模が、2016年には1,500億元（約2兆4,000億円）と倍増しています。

市場拡大の要因としては、「高齢化社会」、「収入水準の向上」、「漢方薬による健康への貢献」、「科学の進歩による推進」が挙げられ、統計会社の計算によると、

今後5年で1,000億元(約1兆6,000億円)の増加を見込んでいるそうです。

しかし、5年後の2,500億元という規模は、中国全人口からすると小さく、まだ富裕層向けのための市場であることも分かります。2016年に発表された「健康中国2030」では、2030年までに、健康食品や医療を含めた市場規模を8万億元(約130兆円)にする計画があります。まだまだ開拓の余地がある市場で目が離せません。

現在、健康食品関連の中国メーカーは約2,500社あり、約15,000件の商品が国の認可を取得しています。また727件の輸入ライセンスが発行されています。

ることです。

<健康食品のこれから>

今後の課題としてセミナー講師が挙げていたのは次の2点でした。

①市場ニーズ変化への柔軟な対応

②信頼性への対応

特に、②については、日本商品の信頼性は一般食品と同様でとても高く、中国市場に向いていると言えます。日本商品が中国の健康食品市場を引っ張り、中国メーカーのレベルを引き上げることが期待されています。

※1元＝約16円。

介護ビジネスの両国の融合

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

6月3日(土)成都市の四川大学華西医学院で「日中医療養老総合国際学術フォーラム」が開催されました。

日本からは、鳩山由紀夫元総理の基調講演「介護愛は国境を超える～日中国交45周年にあたり」に続き、千葉県介護施設(株)リエイ・桜澤一社長による「日本の介護の海外展開」の講演、中国からは四川大学華西病院胡秀英看護部主任による「医養融合～適正人材への育成注力」と、中日友好会館交流部部長による「中日養老提携と資源の繋がり及び人材派遣」等の講演が終日開催されました。

<高齢化社会への対応>

高齢化社会※から老齢社会※となるまで日本は24年間かかりましたが、中国は日本より短期間で突入する予定です。2030年代後半には65才以上の人口が3億人を超えることが予想される社会でベッド数の不足、介護人材の不足が大きな課題となっています。フォーラムでも中国の介護施設の大きな問題として、入居高齢者の扱いの雑さ、薬の大量投与などが挙げられていました。

また、フォーラムでは両国の見識者の一致した意見として「高齢化社会から超高齢社会」に対応していくためには「自立のための介護・支援」が重要であるとされていました。すでに一部では「生涯勉強だ」と積極的に自立を目指す活力ある老人も増えているとのことで、重慶の渝中区にある「山城老人大学」は申込日の朝4時から企業退職者、公務員退職者が申し込みに殺到しているそうです。

<溝を埋める努力>

今回のフォーラムに出席させて頂きましたが、日本と中国(西部地区)の介護サービスにはまだまだ高

齢者に対する考え方に大きな隔たりがあります。

例えば、中国では高齢者の介護は家族が自宅で行うこと、又施設に入居した場合は部屋に隔離してしまうといった習慣が根強く残り、日本の企業が中国の介護に参入するには、中国の文化、生活習慣や施設の現状に対しての認識が必要不可欠である様に思えます。

また、中国に進出している(または過去に進出した)日本企業が「中国はビジネスの難しい国」だと結論づけ挫折している一番の要因は、日本企業と合弁先との相互理解の不足があります。日本の介護事業者は高い質のサービスを目指し、またそれには当然高いコストが必要と考えています。一方、まだ介護ビジネス経験の浅い中国企業では、介護にコストをかけるという意識が低い現状です。まだ中国企業には、入居者への思いやりを重視する日本式介護サービスの良さがビジネスに結びつくと思われていない。あるいは、現段階の中国の状況に合わないと考えられているということです。結果、自国の考えで中国介護を押し量っている日本企業と効率を重視する合弁先の中国企業との間との事業方針に軋轢が生まれています。

介護サービスに参入するのであれば現地の生活、文化を尊重しつつ実践し、日本のサービスと融合させる事が不可欠であり、体力、忍耐力なくして成功は得られないのではないのでしょうか。

※老齢化(高齢化)社会: 総人口に占める65歳の割合が7%以上の社会

※老齢(高齢)社会: 総人口に占める65歳の割合が14%以上の社会



2 政策・制度

シンガポール、ミャンマー政府が貿易・投資促進で覚書締結

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

シンガポールの国際企業庁（IE シンガポール）とミャンマーの投資委員会は6月9日、シンガポールで開催された「第6回シンガポール・ミャンマー共同閣僚委員会（JMMC）会議」にて、両国間の貿易・投資促進に向けた覚書（MOU）に調印しました。これにより、ミャンマーの都市・住宅、電力・水道、交通・物流、製造業、石油・ガス、専門サービスなどの分野で、シンガポール企業が参入しやすくなることが期待されています。

ミャンマーは2016年には経済成長率6.4%を記録し、今年は7.7%と高い成長が見込まれています。2016年に制定されたミャンマー投資法により、法的な投資環境も整いつつあります。

＜拡大するミャンマーへのインフラ投資＞

2017年3月末時点で、シンガポールの対ミャンマー投資額は43億USドルとトップ。ミャンマーでの都市開発の進展により、さらにシンガポール企業のビジネスチャンスは広がると見られています。シンガポールの政府系企業で、アジア各地で都市開発の経験が豊富なスバナ・ジュロン社は、ヤンゴン、バゴー、マンダレー、ラカイン、エーヤワディー地方ですでに70のプロジェクトに参画しています。最大のプロジェクトは、ラカイン州の1,900ヘクタールのKyaukphyu（チャウピュー）経済特区のマスタープラン作成で、同経済特区には繊維、建設資材、食品加工などを誘致する計画です。

また、物流企業のボクセン・ロジスティクス社はIEシンガポールの支援で、地場物流会社のAyeyar Hintharと覚書に調印しました。Ayeyar Hintharは

ヤンゴンより西側のエーヤワディー地方に初めて設立された大規模工業団地、Patheingyi Industrial City（PIC）を所有している財閥です。ボクセン・ロジスティクス社はPICの物流インフラ開発で重要な役割を果たすと見られています。

＜サービス業展開と人的つながり＞

都市開発に直接関わるデベロッパーや建設事業だけではなく、焼きたてパンでアジア各国にフランチャイズ展開をしているBreadTalkは、ミャンマーの多国籍企業、シュエ・タウン・グループと提携して、ジャンクション・シティーモールに1号店をオープン。120席のダイニングスペースもあり、3月25日のオープンから1ヶ月で2万人が来店。報道によると来店客の70%は地元のミャンマー人だとのこと。

ミャンマーには日本の援助で港や経済特区の開発が進んでいることもあり、すでに多くの日本企業も進出していますが、シンガポールもミャンマーとの結びつきが強く、シンガポール在住のミャンマー人を雇用している企業も少なくありません。こうした人的つながりもシンガポールとミャンマーのビジネス促進に貢献しているのです。



（BreadTalk）

ベトナムの太陽光発電

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

＜ベトナムの電力不足解消に期待を込めて＞

ベトナムでは、太陽光発電が徐々に浸透し始めています。ベトナム政府は太陽光発電の普及を促進させるため、本年4月11日に「ベトナムにおける太陽光発電促進の仕組みに関する決定」

（No.11/2017/QĐ-TTg）を公布し、6月1日から有効となりました。同決定により、太陽光発電の売電価格を具体的に9.35セント/kwhと設定しました。

上記の決定を受けて、現在、商工省にて国家規模の太陽光発電計画の立案作成中です。また、太陽光発電のポテンシャルのある地方では、省レベルの太陽光発電計画を立案作成のうえ、商工省に提出すること

になっています。



（屋上に設置した太陽光発電パネル 施工：Vu Phong 社）

＜電力公社への売電を目的とする太陽光発電事業の優遇措置＞

- 1.太陽光発電プロジェクトを実現するため、国内外の法人及び個人から資金調達を行うことが認められます。
- 2.太陽光発電プロジェクトを実現するため、固定資産となる機械設備等の輸入品に対し、輸入税が免除されます。
- 3.配電網に接続することを目的とする太陽光発電事業、関連送電設備、変電所の建設用地に対し、土地（もしくは水面）使用料の減免。現行法規で定めた優遇案件に対する優遇措置が適用されます。
- 4.建設土地の取得に当たり、該当の人民委員会が便宜を供与します。

また、民間住宅の屋根に設置された太陽光発電の場合は、余った電力を電力公社に売電できます。

＜ベトナムの気候は太陽光発電向き＞

熱帯モンスーン気候のベトナムの地形は縦に長いので、南部、中部、北部で気候の差が激しいです。地域により時期はまちまちですが、夏の時期は、毎日30度を超す地域もあり、日差しも大変強いので、太陽光発電に向いた地域といえます。

＜太陽光発電の設置費用＞

太陽光発電関連製品の製造・施工業者である Vu Phong 社によると、家庭用太陽光発電の設置費用は次の通りです。

- ・発電能力 400Wp 約 1,400USドル（約 16 万円）
- ・発電能力 1000Wp 約 3,500USドル（約 39 万円）

※Wp：ワットピークとは、太陽光発電や風力発電などの出力単位

＜太陽光発電パネルをベトナム国内で生産＞

ベトナム企業の RED SUN ENERGY 社は、2014 年からベトナム南部のロンアン省で太陽光発電パネルを生産しています。同社会長によれば、太陽光発電パネルの価格は 5 年前は 3～4US ドル（約 330～440 円）/Wp ですが、現在 0.5US ドル（約 55 円）/Wp まで大幅に低下したとのこと。北部のハクザン省では 2017 年 1 月、Trina Solar 社（1997 年に創業した中国の太陽光発電パネルメーカー）の太陽光発電パネル工場が完成しました。同社は、ベトナムで最大の太陽光発電パネル製造会社で、生産能力は 800MW/年です。

ベトナムは、太陽光が豊富であるため、太陽光発電ビジネスは、電力不足の解消にも寄与するものと期待されています。



（Red Sun Energy 社が製造した太陽光発電パネル）

「新南向政策」

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

＜日本からの輸入規制＞

台湾の食品輸入規制問題は 29 年 4 月号でもご紹介していますが、5 月 3 日台北市は福島と近隣の茨城、栃木、千葉、群馬の 5 県の食品はいっさい販売してはならない、との条例案を通過させました。これによって台北市当局は 5 県の食品を「台北から根絶する」という厳しい姿勢を示しています。

民進党政権下になっても日台関係は良好に推移していますが、今回の措置を見る限り、東日本大震災後 6 年も経過し、今や残留放射能もゼロに近いにも拘わらず、5 県からの輸入を禁止し上記の様に「根絶する」というのはやや穏当さを欠く感があります。

これを受け、市衛生局では 6 月 1 日から個々の輸入食品に原産地表示が必要と発表しましたが、現実には 6 月以降も税関での通関は原産地確認なしに通過しております。

＜貿易相手国の分散化＞

台湾政府は、一層の経済・景気の回復をはかるためにも、貿易取引相手国を「日米中」への偏重から、「アジア及び南方諸国」へと重点を移す「新南向政策」への転換を考えています。特に蔡政権はこの数年対中国貿易額の増加が際立っているだけに、貿易相手国

の分散化を考えています。政権が「新南向政策綱領」を発表したのも、アジア諸国との協力強化により台湾の新たな発展を遂げることを意図したものです。これは経済貿易に関する戦略文書で、対象国としてはアセアン 10 カ国、南アジア 6 カ国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン）、オーストラリア、ニュージーランドの計 18 カ国です。

＜新南向政策の具体策＞

短・中期目標として、①貿易・投資・観光・文化・人材等の双方向の交流促進、②対象国産業に合わせた台湾の経済発展新モデルの構築、③「新南向人材」の育成、④多国間・二国間協議拡大による経済協力強化等を掲げました。また、長期目標として対象国との間に経済・文化交流を進め、資源・人材・市場を共有できる「経済共同体意識」を形成し、対話メカニズムによる相互信頼を築くとしています。EC（欧州共同体）を意識しているのかもしれませんが。

更に具体策としてアジア発展における台湾の役割を明確化するため、新しい生産・生活モデルを形成することを目指した「4 大連結策略」を打ち出しました。

①ソフトパワー…台湾の優位性を科技・人材に置

き、科技発展、農業協力、中小企業分野で台湾のパワーを活かす、②サプライチェーン…情報通信、エネルギー、新農業、金融の領域でも強い連結を実現する、③地域市場…インフラ投資による国家間連結を進める、④人的往来…観光・文化交流による人的交流です。

なお最後に、台湾政府が「新南向政策」を打ち出し

た背景には、中国が30年に及び経済発展のあと、コストの上昇・不良債権の増大・成長の鈍化による急激な不況に直面しているという実態認識があります。台湾のビジネスチャンスは「新南向政策」に向かわざるを得ない、とも言える所以です。

2017年7月導入予定のGSTの概要と日系企業への影響

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

インド税制の大改革として注目されてきた物品・サービス税（GST：Goods and Service Tax）は、2017年7月1日導入予定となっています。今回はGST税制の概要と日系企業への具体的な影響についてご紹介させていただきたいと思います。

<GST税制導入の背景>

2017年6月現在、インドで採用されている複雑な税制度は外国企業にとって大きな障壁となっています。企業の活動内容や取引の種類によってさまざまな間接税（＝物品税や販売税、サービス税、関税、越境税など）が個別に規定されていて、例えば、同じ取引に複数の税金が課税されたり、州外から調達すると税務コストが高くなったり、複雑な申告作業が求められています。

そこで、これらの間接税の簡素化を目的として、ひとつの統一された間接税として発表されたのがGST税制です。企業運営をより効率的に、また、GDPを押し上げる効果もあるとして、産業界や外国投資家からは大きな期待が寄せられています。

<GST税制の仕組みと税率>

GST導入以前は、上述のとおり税種目ごとに税金の計算、納税、申告を実施する必要があり、課税のタイミングも個別に規定がされていました。しかしながら、GST導入後は、物品およびサービスの別にかかわらず、それらが“提供（Supply）”された時点で課税されることになります。製造業者が出庫した時点での課税はなくなる一方で、有償による販売やサービス提供だけでなく、無償による販売や在庫移動を含めて物品およびサービスが“提供”された時点で課税がされます。GSTの税率は免税、5%、12%、18%、28%の5つカテゴリーに分けられ、主な物品およびサービスについて下記にご紹介いたします。

なお、GSTには①CGST（＝Central GST）、②SGST（＝State GST）、③IGST（＝Integrated GST）、の3種類が規定されています。物品もしくはサービスが州内で提供される場合には、CGSTとSGSTが半分ずつ、州をまたいで提供される場合にはIGSTがそのまま課税されることになります。

税率区分	主な物品およびサービス
免税	肉類、魚類、卵、牛乳、バターミルク、ヨーグルト、野菜や果物、新聞、文書籍など。1泊1,000ルピー未満ホテルなど
5%	魚の切り身、脱脂粉乳、バニール、冷凍野菜、珈琲や紅茶、スパイス、薬など。鉄道やエコノミークラス旅客航空サービスなど
12%	冷凍肉、バターやチーズ、ドライフルーツ、ソーセージ、果物ジュース、アーユルヴェーダ薬、歯磨き粉、写真集やカラー刷書籍、携帯電話など。Non-ACレストラン、ビジネスクラス旅客航空サービス、工事請負契約など
18%	その他の税率区分に明記されていないほとんどの物品およびサービス
28%	シャンプー、デオドラントスプレー、チューイングガム、髭剃りや日焼け止めクリーム、血洗い機、洗濯機、体重計、ATM、自動販売機、掃除機、四輪車、二輪車など。1泊5,000ルピー超の5つ星ホテル、映画、競馬など

間接税の仕組みが簡素化されている中においても、新たな仕組みが規定されているため、企業が取り扱う商品と商流に応じて最適な税務スキームの検討は別途必要になると思われます。

<GST税制導入による企業運営への影響>

ここでGST税制の導入によって日系企業がどのような影響を受けるかを具体的に見てみます。州ごとに異なる税率や税制を採用してきたインド国にとって、今回のGST税制の導入は非常に大きなインパクトを持ちます。つまり、税率と課税の仕組みが変更されることにより企業運営から見ると、販売価格の再検討やサプライチェーンの見直し、運転資金の確保、ITシステムの更新、経理スタッフの育成、内部統制の再構築に至るまで幅広い分野に影響を与え得ます。想定される影響、それぞれの背景について、下記にご紹介します。

GST税制導入の主な影響	具体的な背景
1. 販売価格の再検討	物品の税率が大きく変更された場合、現状の取引先と合意している販売価格について再度検討・交渉が必要となる可能性が高い。
2. サプライチェーンの見直し	州を超えた物品の調達コストが削減されるため、新たな調達先の開拓・検討が可能となり、企業のサプライチェーン全体の見直しにも繋がる
3. 必要な運転資金の見直し	物品やサービスの税率が高くなった場合、一時的に負担すべき税額が高くなる。また、支払先の申告に不備があった場合、支払った税額のクレジットが取れずに、当面の資金繰りに影響を与える。
4. ITシステムの更新	GST税制に対応した新しいレポートやシステムのプログラムの修正。また、顧客や仕入先、価格などの各種マスターデータの更新作業が発生する。
5. 経理スタッフの育成	GST税制の概要や申告方法を理解し、適切かつ適時に経理処理ができるスタッフの育成。また、コンプライアンス遵守のための適切な人材配置の再検討。
6. 内部統制の再構築	GST税制導入後の関係各部署における実務に沿った業務プロセスおよび内部統制の再構築。また、実務に沿ったフローチャートや業務手順書、SOP等の作成。

前号では、主に、タイの駐在員事務所で認められている「目的」について述べましたが、今号では、認可要件や取り巻くその他申請・手続き等について、ご紹介します。

駐在員事務所の申請から認可までの所要期間としては、準備期間含め、およそ5~6ヶ月です。法人設立登記の所要期間 1~1.5ヶ月に比べると約4倍の時間がかかります。理由としては、商務省担当官による審査過程があり（最大60営業日）、審査が完了し正式受理となって、ようやく翌月上旬の商務省外国事業小委員会に上程され、そこで承認が下りると、当月下旬の外国事業本委員会に送られ、そこでの最終審査~認可を経て、翌月中旬頃に駐在員事務所ライセンスが発行されるプロセスのためです。（ライセンス料：本社資本金×0.5%。但し下限2万バーツ、上限25万バーツ（下限約65,000円、上限約814,000円））

また、必要書類や情報もかなりのボリュームです。

【必要書類】

- (1) 本社名、資本金額、会社目的、住所、株主、取締役等本社詳細が記載された宣誓供述書
- (2) タイでのオペレーションのために任命されたタイ駐在員事務所所長となる方への委任状
- (3) 駐在員事務所所長の給料、手当ての証明書
※これら書類は、本社のある国にて、公証人役場→外務省→タイ大使館（または領事館）の順に、それぞれの機関での認証が必要です。
- (4) 本社過去3年分の年次決算書（日本語版）コピー
- (5) 本社過去3年分の年次決算書のうち、貸借対照表と損益計算書のタイ語訳
- (6) 外国人事業法 B.E.2542（1999）第16項に基づいた駐在員事務所所長の資格証明
- (7) タイでの駐在員事務所地図コピー
- (8) 駐在員事務所のオフィスとして使用する場所の住所登録証コピー
- (9) 駐在員事務所所長のパスポートコピー、もしくはIDカードコピー
- (10) 駐在員事務所所長のタイでの住民票、もしくはタイでの在籍証明書、またはタイへの一時入国を認められている証拠（タイへの入国スタンプのページ）
- (11) 駐在員事務所ライセンス申請の際の委任状

【必要情報】

- (1) 駐在員事務所にて行う業務
- (2) 手順等を含めた駐在員事務所での業務内容詳細
- (3) タイにおける向こう3年分の必要経費予測。もし業務計画が3年未満の場合は実際の期間に基づいた経費予測
- (4) 駐在員事務所での雇用計画
- (5) 技術移転計画
- (3)、(4) 関係は、駐在員事務所における外国人枠

は最大2名で、ビザ及び労働許可証取得が可能です。ビザ及び労働許可証取得する外国人1名に対し、タイ人1名の雇用が要件となります。ビザ及び労働許可証については1年更新となりますが、労働許可証に関しては、1年後の更新の際は1年か2年の選択が可能となります。

タイ国家警察庁の通達で、日本人の月額給与は5万バーツ（約163,000円）以上となっており、係る個人所得税申告・納税義務が生じます。また、駐在員事務所所長以外は社会保険の加入義務があります。

(5)の技術移転計画は、雇用したタイ人に対するセミナーやトレーニングとなります。誰を講師にし、どこでこういった内容で行うか詳細が必要となり、駐在員事務所設立後3年間は必ず毎年行い、商務省に報告書を提出する必要があります。

【資本金】

駐在員事務所においても「資本金（Capital）」という概念があり、金額は最低300万バーツ（約976万円）です。上述の向こう3年分の必要経費予測から算出するのですが、3年間の総経費の平均額×25%≥300万バーツの場合、係る算出額が資本金となります。一方において、3年間の総経費の平均額×25%≤300万バーツの場合は、最低資本金は300万バーツとなります。

資本金の送金にも細かい規程があり、タイからみた外貨（円・USドルなど）での送金が必要となります。Capital/資本金名目での送金が必要となり、バーツ建てでの送金は不可となります。また、Capital/資本金名目での入金分は、入金日より15日以内に商務省に対して資本金入金報告を行う必要があります。送金期限としては、ライセンス発行日より3ヶ月以内に最初の25%の払込、1年以内に2回目の25%の払込、2年以内に3回目の25%の払込、最後に3年以内に残りの25%の払込となります。勿論、1度の送金で資本金全額以上を送金することも可能です。登録された資本金の送入金が完了しましたら、その後は、「経費/Expense」名目での送入金が可能となり、継続操業する事務所の運営費として使用していきます。また、その場合、上述のような通貨は問われません。

その他、駐在員事務所は、事務所として収入を得ることができないにもかかわらず、月次ベースでの会計処理や納税申告、また、決算時は会計監査を受けた上での税務署への決算報告が義務付けられています。

海外への進出に伴い、現地での市場調査やマーケティング、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）を一定期間実施する場合、それらの業務を遂行する上での適した法人格の形態が駐在員事務所となります。

タイにおける駐在員事務所開設のご検討の際には、まずはご一報をいただけますと幸いです。

中国ビジネスQ & A

【健康食品の登録・届出に関する新法について①～概要～】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

中国で販売される健康食品の登録に関する新しい法令が公布されたと聞きました。弊社は、同分野への参入を検討しているのですが、新しい法令の概要や登録手続きについて教えてください。輸入品の扱いはどうなるのでしょうか。

A

■ 『中国保健食品登録及び届出管理弁法』について

2016年2月26日に、国家食品薬品監督管理総局より公布され、同年7月1日より施行されています。

＜旧法との違い＞

- ・ 単一の「登録」制から「届出」と「登録」の二部制へ

	届出	登録
健康食品のタイプ	「健康食品原料目録」にある健康食品、初めて輸入するビタミン、ミネラル等の栄養物質を補充する健康食品	「健康食品原料目録」以外の原料を使用する健康食品、及び初めて輸入する健康食品（ビタミン、ミネラル等の栄養物質を補充する健康食品を除く）
担当部門	中国産品：省、自治区、直轄市の食品薬品監督管理部門 輸入品：国家食品薬品監督管理総局	国家食品薬品監督管理総局
申請の流れ	資料完備、その場で届出	受付→審査→再チェック→登録
申告者	中国産品：健康食品メーカー、現登録者 輸入品：海外の生産メーカー（国内代理店は不可）	中国産品：国内に登録のある法人及びその他組織 輸入品：海外の生産メーカー（国内代理店は不可）

- ・ 健康食品の技術要求の変化

カテゴリー	旧法	新法
証書発行部署	国家食品薬品監督管理局	国家食品薬品監督管理局
名称	中国語名称、中国語での読み方	中国語名称、中国語での読み方
配合	原料	原料及び補助原料
生産技術	主要技術	全プロセス
製品の包装資材の種類、	なし	製品包装資材の種類、名称及び基準の説明
感覚	色合い、匂い、性状、不純物	色合い、匂い、状態
鑑別	あり、もしくは、なし	抽出物及び効能に関連する主要原料の鑑別方法を文字で提供する
理化指標	GB16740-1997 リストに従う	GB16740-2014 リストに従う
バイオ指標	GB16740-1997 リストに従う	GB16740-2014 リストに従う
メイン成分の量及び測定方法	代表成分の名称、指標値、検測方法をリストに表記	代表成分の名称、指標値、検測方法をリストに表記
容量と重さの差分	なし	容量または重量の差分指標 (純含有量、許容偏差値を文字形式にて表記)
原料及び補助原料に対する品質	なし	原料及び補助原料に対する品質要求のリスト化

※次回の『中国ビジネス Q&A』において、具体的な申請手続き方法をご紹介します。

本質問については、上海の規程を例に回答しております。地域によって異なることがありますので、具体的なお相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

お知らせ

平成29年度「国際取引実務研修」

主催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・福山商工会議所

応用編

広島会場
余裕あります！

今年度も、多数のお申し込み・ご参加をいただき、誠に有難うございます。
今年から新たに開設した、貿易実務業務の盲点やクレームの賢い対処方法など
について実例を通して学ぶ「応用編」は、まだお申し込みを受け付けておりますので、奮ってご参加
ください。

- 開催日時・場所 ※両会場とも 9:30～16:30(昼休憩 1 時間)、1 日 6 時間

会 場	日 時	場 所
広島会場 (定員 40 名)	応用編 9 月 6 日 (水) 会員 5,000 円 一般 7,000 円	広島県情報プラザ 2 階「第 2 研修室」 (広島市中区千田町 3-7-47)
福山会場 (定員 40 名)	応用編 9 月 7 日 (木) 会員 5,000 円 一般 7,000 円	福山商工会議所 9 階「会議室」 (福山市西町 2-10-1)

- 講 師 国際法務株式会社 代表取締役 中矢 一虎 氏
- 詳細・申込方法等につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

産振構 国際取引実務研修 で検索してください。

ベトナムビジネス個別相談会(9/6)

若くて豊富な労働力、安定して好調な内需。 **&セミナー(9/4・5)**
中国やアセアン諸国へのアクセスの良さ、豊富な天然資源。

投資先としての魅力が高く、昨年は日本からの投資件数が過去最多となるなど、世界の経済成長の6割が集中するアジアの中でも注目を集めている国の一つであるベトナム。

多くのメリットがうたわれる一方で、他国と同様に、ベトナムビジネスにおいても様々なリスクが存在するのも事実です。

日本・ベトナム現地の事務所を通じて、日系企業のベトナムビジネスへの支援実績が豊富な専門家をお招きし、皆様からのベトナムビジネスに関する個別のご相談に丁寧にお応えします。

【日 時】 平成29年9月6日(水) 9:30～17:00

【場 所】 広島県情報プラザ 2 階「視聴覚研修室」(広島市中区千田町三丁目 7-47)

【相談員】 ABC 株式会社 代表取締役

石川 幸氏 (ホーチミン・ビジネスサポーター)

【対 象】 ベトナムビジネスを行っているまたは関心のある広島県内企業など

【参加費】 無料

※詳細は、同封のご案内をご覧ください。

◆石川氏には、9月4日(月)福山・9月5日(火)広島で開催する「海外販路拡大セミナー」の講師として、ベトナムビジネスの最新事情について講演していただきます。
セミナーのご案内は7月下旬頃を予定しています。